

労務通信

2015.5月号

通常国会に提出された「労働基準法改正案」のポイント

◆ついに法案提出！

労働基準法等の一部を改正する法律案（労働基準法改正案）が、4月3日に通常国会に提出されました。法案の内容は企業の労務管理にとって非常に影響が大きいものですが、今国会で成立するかは不透明な状況だとも言われています。



◆改正案のポイント

（１）中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置が廃止されます。

（２）著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

時間外労働に係る助言指導にあたり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨が明確にされます。

（３）一定日数の年次有給休暇の確実な取得

会社は、10 日以上年次有給休暇が付与される従業員に対し、5 日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととされます（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はありません）。

（４）企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進

企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとされます。

（５）フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制の清算期間の上限が「1 カ月」から「3 カ月」に延長されます。

（６）企画業務型裁量労働制の見直し

企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的に PDCA を回す業務」が追加されるとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続きの簡素化等の見直しが行われます。

（７）特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも 1,000 万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決

セクハラ・パワハラ・メンタルヘルスのことなら合同労務『こころの健康』相談窓口へ
議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定が適用除外とされます。

また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、会社は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととされます。

◆施行日は？

法案が成立した場合の施行期日は平成 28 年 4 月 1 日ですが、上記（1）については平成 31 年 4 月 1 日とされています。

マイナンバー 基礎知識

Q 1 : マイナンバーってどういうものなのですか？

A 1 : 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

⇒期待される効果としては、3つあげられています。

- ① 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、不当に負担を免れることや不正受給を防止するとともに、本当に困っている方へ支援を行えるようになります。
- ② 添付資料の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。
- ③ 行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要する時間や労力が大幅に削減され、複数の業務間の連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

Q 2 : マイナンバーは、いつから分かりますか？

A 2 : 平成 27 年 10 月にマイナンバーが通知されます。

⇒日本に居住するすべての人に 12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。住民基本台帳に記載されている人が対象となりますので、日本人だけでなく、外国籍の方でもマイナンバーが付番されます。日本人であっても、国外に滞在している等で住民基本台帳に記載されていない場合は、マイナンバーが付番されませんのでご注意ください。

Q 3 : マイナンバーの利用は、いつからどのような場面で始まりますか？

A 3 : 平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の行政手続において必要になります。

⇒マイナンバーは社会保障、税、災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。民間企業においては、税や社会保険手続で、マイナンバーを取り扱います。

●税分野の具体例

法定調書：平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から
支払報告書：平成 28 年分の支払報告書から

●社会保障分野の具体例

雇用保険：平成 28 年 1 月 1 日提出分から
健康保険・厚生年金保険：平成 29 年 1 月 1 日提出分から

※参考ページ：マイナちゃんのマイナンバー解説

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html#m1>